

物流改正法に関する説明会の開催について

一般社団法人愛知県トラック協会

令和7年4月の物流改正法の施行に向け、主に元請事業者をはじめとするトラック運送事業者に対して、「取引適正化のためのトラック事業者に対する規制的措置」や「物流効率化のための荷主・物流事業者に対する規制的措置」を中心とした説明会が開催されますのでお知らせします。

記

- 日時：令和7年3月21日（金）13時30分～15時30分（予定）
- 場所：TKP名古屋駅前カンファレンスセンター ホール8A
（名古屋市中村区名駅2-41-5 CK20 名駅前ビル8階） ※WEB 同時配信
- 主催：国土交通省、中部運輸局、全日本トラック協会、愛知県トラック協会ほか中部各県トラック協会
- 内容：法改正の背景、概要、書面交付の義務化、実運送体制管理簿・下請情報通知、健全化措置・運送利用管理規程・運送利用管理者、荷待ち時間等記録義務付け対象の拡大、Q & A、物流効率化のための荷主・物流事業者が取り組むべき措置やその判断基準など
- 定員：~~会場170名~~ / WEB 3,000名 **会場参加分は定員に達したので受付終了**
※先着順で、定員になり次第、受付を締め切ります。
WEBも参加希望が多数の場合、先着順で受付を締め切ることがございます。
- 参加方法：令和7年3月14日（金）までに以下のメールアドレスあて申込みをお願いします。
申込みの際は、メール本文に①会場参加・WEB参加の別、②会社名、③業態（運送事業者、倉庫業者、荷主、その他）④連絡先電話番号、⑤参加者氏名をご記入ください。

申込み送信先 cbt-chubu-kamotsu@gxb.mlit.go.jp

※お申込みいただいた方には、参加の可否等について返信のメールをお送りします。
（メールの返信までにお時間をいただく場合がございます。）
※WEB参加の方には後日、送信元のメールアドレスあてに、参加用URLを記載したメールをお送りいたします。回線の都合上、1企業（営業所等）につき1回線での接続をお願いいたします。
- その他：システムの都合上、当日の質疑応答は会場参加の方に限らせていただきます。
WEB参加で質疑のある方は、後日、最寄りの運輸局または運輸支局に電話等でお問合せください。

【説明会についてのお問合せ先】

中部運輸局 自動車交通部 貨物課
電話：052-952-8037